

1. 総論

1.1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

本計画は、災害時に制約がある状況下において、本事業所が果たすべき役割を考え、優先的に実施すべき業務を特定するものである。また、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておくことで災害時の混乱を防ぐ。事業継続にあたっては、以下の方針に基づき、実施することとする。

- ① 人命・安全の確保 利用者、職員等の安全確保、安否確認を最優先に行う。
- ② サービスの継続 サービスを継続して行えるように優先業務に必要な資源の確保に努める。
- ③ 業務継続計画の実効性の確保 平時からの訓練や研修を通して、災害時に不足する資源に対する適切な対応策を検討し、計画の実効性の確保を図る

1.2 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

統括責任者 管理者 山室 慶次郎
職員研修策定 管理者 山室 慶次郎
備蓄食料・飲料水の確保 山室 美由紀
業務継続計画の見直し 山室 慶次郎
連絡責任者 田中 教子
避難誘導 社員全員
安全確保 社員全員

【様式1】

1.3 リスクの把握

(1)ハザードマップなどの確認



【補足6】

(2)被害想定

【自治体公表の被災想定】

平塚市に想定される災害

大雨や台風のはきはー▶情報収集と早めの避難が大切！

大きな嵐が襲ってきたときはー▶まずは自分の身を守り！それから落ち着いて避難行動を。

洪水 ▶H1-02 P7-風水害編へ
大雨などを原因として、河川の水位が異常に増大し、田舎から水が溢れながら、農家が浸水し、畑などに発生します。大量の水が一気に自宅へ流れ込み、常態の制限や人の被害が広い地域で発生するおそれがあります。

内水氾濫 ▶H1-02 P7-風水害編へ
下水道やその他の排水施設の排水能力を上回る大雨や河川の氾濫によって、排水が排水できない場合に発生します。車道や農地などの浸水や遊歩道水が、河川の周辺以外の地域でも発生するおそれがあります。

地震 ▶H1-02 P13-地震編へ
地震は、地下の岩盤が摩擦から滑られる、もしくは引ひかれられることによって発生する自然現象で、地震が頻りにする頻度のことをいいます。大地震が発生すると、津波や建物の倒壊、火災、土砂災害、液状化現象など、様々な被害が発生するおそれがあります。

津波 ▶H1-02 P18-津波編へ
海嘯で起きた地震や火山噴火により、通常の波（波）とは異なり、数分から数十分間、大量の海水が押し寄せます。また、発生から数分後で地震が起きた場合、目を離れていなくても津波が襲来することがあります。津波警報などの被害を防ぐため、すぐに避難するようにしましょう。

暴風
暴行が頻りにしたり、車の運転に支障が出ます。更に強くなる建物の倒壊、農作物の被害、交通障害など大きな被害をもたらします。また、嵐で飛ばされたものに当たったり、けがをするおそれがあります。

高潮 ▶H1-02 P7-風水害編へ
台風や低気圧の中心では気圧が周辺より低いことにより、中心付近の空気が海面を盛り上げたり、沖から海岸に流れ込んで吹き返しにより、海水が海岸に吹き寄せられ、海面が異常に上昇することによって発生します。高潮は暴風に比べて、海岸付近に近づかないことが、被害を防ぐために必要です。

土砂災害 ▶H1-02 P7-風水害編 / P13-地震編へ
大雨や地震などがきっかけとなり、発生します。大雨「がけ崩れ」「土石流」「砂すべり」などに分類されます。すさまじい破壊力をもつ土砂が、一気に土中や住宅などの基礎を穿ち穿ちたい災です。雨の日の後も発生する可能性があります。大雨や地震が過ぎた後もしばらくは警戒が必要です。また、地震の被害でも、地震が過か、土砂災害を引き起こす可能性があります。

雷
雷は、雲の中の水滴で、海面、平地、山岳などところを過ぎるに当たります。近くには高い電線があるため、これによって大きな被害があります。比較的安全な場所には、鉄線コンクリートの建物の壁、電線、バス、列車の内装などです。近くには安全な場所がない場合は、電柱、電線、電線柱などの高い場所から下へを避け、地上の角で立上る鉄線、その鉄線から4m以上離れたところに避難します。高い木の下には避難せず、最低でも木の幹で、背、肩から2m以上は離れてください。電線を避け、鉄や鋼鉄製の道具や物を持ちないようにし、雷の活動が止まるまで、20分以上経過してから安全な場所へ移動しましょう。

火山噴火
平塚市内に火山はありませんが、近郊には富士山、駿河山があります。これらの山の噴火による被害、その噴火や空の塵埃の量などによっては平塚市に火山灰が降る可能性があります。少量の降灰でも数時間の通行ができなくなるほか、目や鼻などの粘膜によって、呼吸、視覚、歩行の障害など、生活に影響を及ぼす恐れがあります。また、噴火中の火山灰によって、骨や呼吸器系に被害を受ける場合もあり、特に呼吸器系の被害がある場合は注意が必要です。

【自施設・事業所で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	停電	停電	復旧						
飲料水	貯水	貯水	貯水	復旧					
生活用水	貯水	貯水	貯水	復旧					
携帯電話	不可	不可	復旧						
メール	不可	不可	復旧						

【補足7】

1.4 優先業務の選定

(1)優先する事業

<優先する事業>
 (1)放課後等デイサービス
 (2)児童発達支援

<当座停止する事業>
 (1)なし

(2)優先する業務

放課後等デイサービス 送迎 日中支援 必要職員数:3人

児童発達支援 日中支援 必要職員数:3人

【様式7】
-災害

【補足8】

(5-1) 研修・訓練の実施

年に最低2回、スタッフのみで災害を想定した対応の訓練とBCPの検証・見直し
年に2回(6月、10月)、全体避難訓練を実施予定

(5-2) BCPの検証・見直し

避難訓練実施後に、報告書を作成し、支援会議等で計画の見直し確認を行う。また、会議時に新しい意見等があれば、BCPの見直しを行うことで、事業所全体の安全を確保する。

2. 平常時の対応

2.1 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

建物: 新耐震基準設計のもの

【補足9】

(2) 設備の耐震措置

2段で使用しているロッカーや、壁際に設置している学習机に関しては壁に固定。

【補足9】

(3) 水害対策

土嚢の設置場所の確認及び浸水後の衛生対策の検討

【補足9】

2.2 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備

バッテリー: ノートパソコン、携帯電話から優先して使用

パソコン: 事務デスク上のメインパソコン及び充電しているものから優先に避難

電話: 会社の携帯電話で対応

【補足10】

【様式6】
-災害

2.4 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

備蓄量 2Lペットボトル水30本を倉庫にて保管している。

【補足10】

【様式6】
-災害

(2) 生活用水

被災直後の給水可能な状態時に、18ℓ容器2つの給水を行う予定。
生活用水としては、手洗いとトイレ洗浄及び雑巾洗い等の使用を予定しているが、すべてシート等での代用が可能。

【補足10】

【様式6】
-災害

2.5 通信が麻痺した場合の対策

会社用携帯電話2台を使用
携帯電話もしくはeメールのどちらかが使えれば業務上に支障がない

【補足10】

【様式6】
-災害

2.6 情報システムが停止した場合の対策

ノートパソコンを使用しているためバッテリーさえあれば停電しても業務上支障はない
データは一部クラウド、他は外付けハードに定期的に保存しているので事務所が使えなくなっても業務上支障はない

【補足10】

【様式6】
-災害

2.7 衛生面(トイレ等)の対策

簡易トイレ(ウェットティッシュ・袋・おむつ・生理用品)等の備蓄のチェック 毎月行う
汚物に関しては建物外部に保管する。保管する際は動物等の被害を想定した対応を心掛ける。

【補足10】

【様式6】

2.8 必要品の備蓄

【飲料・食品】

水 2ℓ 30本 倉庫

お菓子 3日分 事務所

【医薬品・衛生用品・日用品】

ガーゼ2巻 包帯2巻、絆創膏1箱 事業所

ティッシュペーパー8箱、トイレトペーパー24ロール、簡易トイレ20 倉庫

【備品】

ヘルメット4つ 懐中電灯2つ ライター1つ 電池単1、単2、単3、単4 各1パックずつ

【様式6】
-災害

2.9 資金手当て

・損害保険として、あいおいニッセイ同和損保に加入している。

3. 緊急時の対応

3.1 BCP発動基準

【地震による発動基準】
 近隣の交通網が破壊された場合(道路のひび割れなど)に発動すると考えられる。
 【水害による発動基準】
 水害は発生すると予見できる場合には、教室を閉所するため発動しない。
 【情報源】
 ・緊急地震速報・インターネット・テレビ・ラジオ等

【様式1】

3.2 行動基準

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)
- ③ 地域との連携
- ④ 情報発信

平常時 日常点検 訓練/見直し
 情報交換 情報共有

↓

直後 命を守る行動
 (安全確保、避難)

↓

当日 二次災害対策
 (避難場所の確保等)

↓

体制確保後 事業再開

↓

体制回復後 通常営業・業務

↓

完全復旧後 評価・反省・見直し

- 連携 事業所間連携、行政、関係機関連携
- 情報発信 利用者家族安否情報、事業所情報
- 支援体制確保(人員、物資等)

携帯カード
(様式なし)

3.3 対応体制

【統括責任者】管理者 地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。

【情報班】行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告するとともに、利用者家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。〈当日スタッフ〉

【消火班】地震発生直後直ちに火元の点検、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。〈管理者〉

【応急物資班】食料、飲料水の確保に努めるとともに、飲料水等の配布を行う。〈当日スタッフ〉

【安全指導班】利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。隊長の指示がある場合は利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。〈当日スタッフ〉

【救護班】負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。〈当日スタッフ〉

【地域班】地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ体制の整備対応を行う。〈当日スタッフ〉

【様式1】

3.4 対応拠点

南原小学校

3.5 安否確認

(1) 利用者

【安否確認ルール】

震災発生時は、電話、SNS等にて利用者の安否確認を行う。お預かり時に負傷者が発生した場合には応急処置を行い、必要な場合は平塚市民病院へ搬送する。
安否確認シートを巻末に添付。

【医療機関への搬送方法】

平塚市民病院にて対応

【医療機関への搬送方法】

社用車で搬送可能。
難しい場合は救急車の要請

【補足11】

(2) 職員

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて行い、管理者に報告する。安否確認シート、別紙③として巻末に添付。

【自宅等】

自宅等で被災した場合(自地域で震度5強以上)は、①電話、②SNS、③災害用伝言ダイヤルで、事業所に自身の安否情報を報告する。報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

【補足12】

3.6 職員の参集基準

1. 震度5強以上の揺れが発生した場合は、職員から事業所に連絡をとり、30分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。自らまたは家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集しなくてよい。

【様式5】

携帯カード
(様式なし)

3.7 施設内外での避難場所・避難方法

(1) 施設内

〈避難場所〉

正面玄関前スペース

〈避難方法〉

- ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。
- ・避難場所を大声で周知しながら、集合する。
- ・天井からの落下物に留意する。
- ・避難時は極力、靴を履く。

(2) 施設外

〈避難場所〉

南原小学校

〈避難方法〉

- ・避難時は靴を履く。
- ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。
- ・車や落下物に注意する。
- ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。
- ・避難時持ち出し袋を忘れずに。

(3) その他

3.8 重要業務の継続

経過目安	発生後 6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日	発災後 7 日
職員数	出勤率 40%	出勤率 40%	出勤率 60%	出勤率 80%
在庫量	100%	80%	60%	80%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	復旧
重要業務の基準	職員・利用者の安全確認のみ 利用者の保護者への引渡し	安全と生命を守るための必要最低限の業務 (利用児童がいる場合のみ)	一部休止、減とするが、ほぼ正常に近づける	ほぼ通常通り
食事支援	おやつ準備	おやつ準備	おやつ準備	ほぼ通常通り
水分補給	飲用水準備	飲用水準備	飲用水準備	ほぼ通常通り

【補足13】

3.9 職員の管理

- ①休憩・宿泊場所:事業所内全部 避難場所(南原小学校)
②勤務シフト:管理者兼児発管+当日対応可能なスタッフで割り振る

3.10 復旧対応

	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大/軽微/問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能/利用不可	
	電話	通話可能/通話不可	
	インターネット	利用可能/利用不可	
	送迎者		
室内	ガラス	破損・飛散/破損なし	
	キャビネット	転倒あり/転倒なし	
	天井	落下あり/被害なし	
	床面	破損あり/被害なし	
	壁面	破損あり/被害なし	
	照明	破損・落下あり/被害なし	
	...		

【様式2】

4. 他施設との連携

4.1 連携体制の構築

なし

【補足14】

4.2 連携対応

なし

利用者
カード
(様式なし)

5. 地域との連携

5.1 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

なし

5.2 福祉避難所の運営

ない

<更新履歴>

--